

一般廃棄物処理基本計画に係る現況の整理

令和4年3月
高槻市

目次

	ページ
1. はじめに	1
2. ごみの発生状況等に関する基本情報	2
3. ごみ量の現状と推移	4
4. 基本施策とこれまでの実績	12
5. 法制度の変更点	20
6. 減量目標値と実績	21
7. まとめ	22

1. はじめに

◆本市では、平成27年12月に平成28年から令和7年度までを計画期間とする「高槻市一般廃棄物処理基本計画」（以下「計画」という。）を策定した。これは、廃棄物の処理量や処理方法など法律の要求事項に加え、社会経済の動向、法制度の改正や新たな制定、市民のライフスタイルの変化等を踏まえて、今後の一般廃棄物の処理について定めた計画である。

◆本市のごみ焼却処理量については、平成29年度まで減少していたが、平成30年度は「大阪府北部地震」「平成30年台風第21号」の影響もあり、増加に転じた。一方、最近では新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、全国的に一般廃棄物は増加傾向にある中で、本市のごみ焼却量は減少傾向にあり、ごみ量については不安定な状況である。

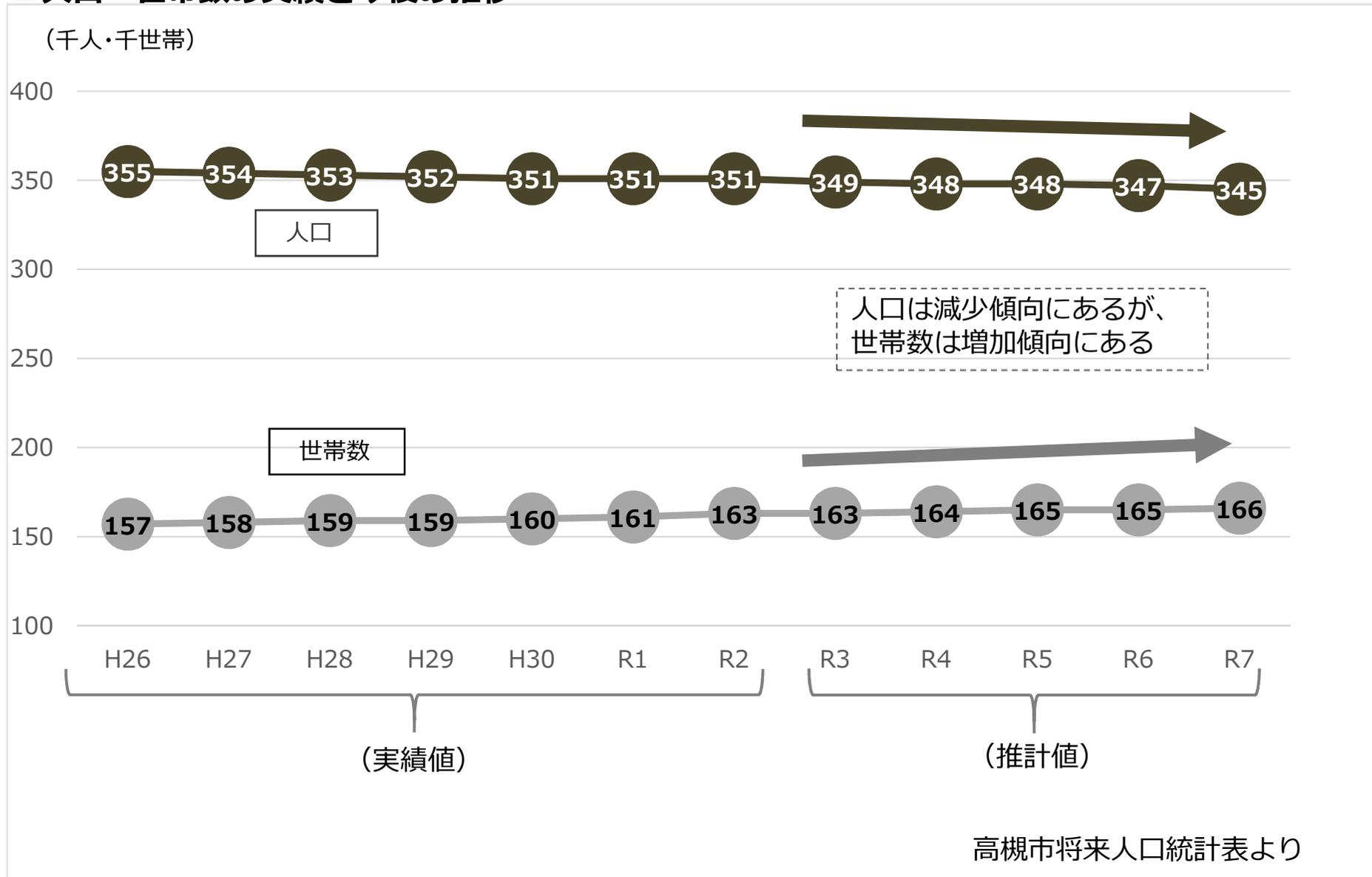
◆計画策定時から現在まで、一般廃棄物に係る法制度については、新たな法の施行はあったものの、計画に影響を及ぼすような大きな変更は無かった。

◆国は2050年の脱炭素社会の実現に向け、プラスチック廃棄物の再資源化を促進するため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を令和4年4月に予定しているが、自治体に取り組むべき具体的な計画や道筋は現在不透明である。一方、本市の家庭系の可燃ごみ及び事業系ごみに占めるプラスチック廃棄物については、全体の約17%を占めていることから、国の方針によっては現行の収集・運搬方法等の事業内容に大幅な変更が生じる可能性がある。

◆上述のように、本市における近年の廃棄物量は不安定な状況にあり、また、一般廃棄物を取り巻く環境は著しく変化することが予想されることから、今回「高槻市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しについては、これまでの取組実績や進捗状況の整理にとどめる。

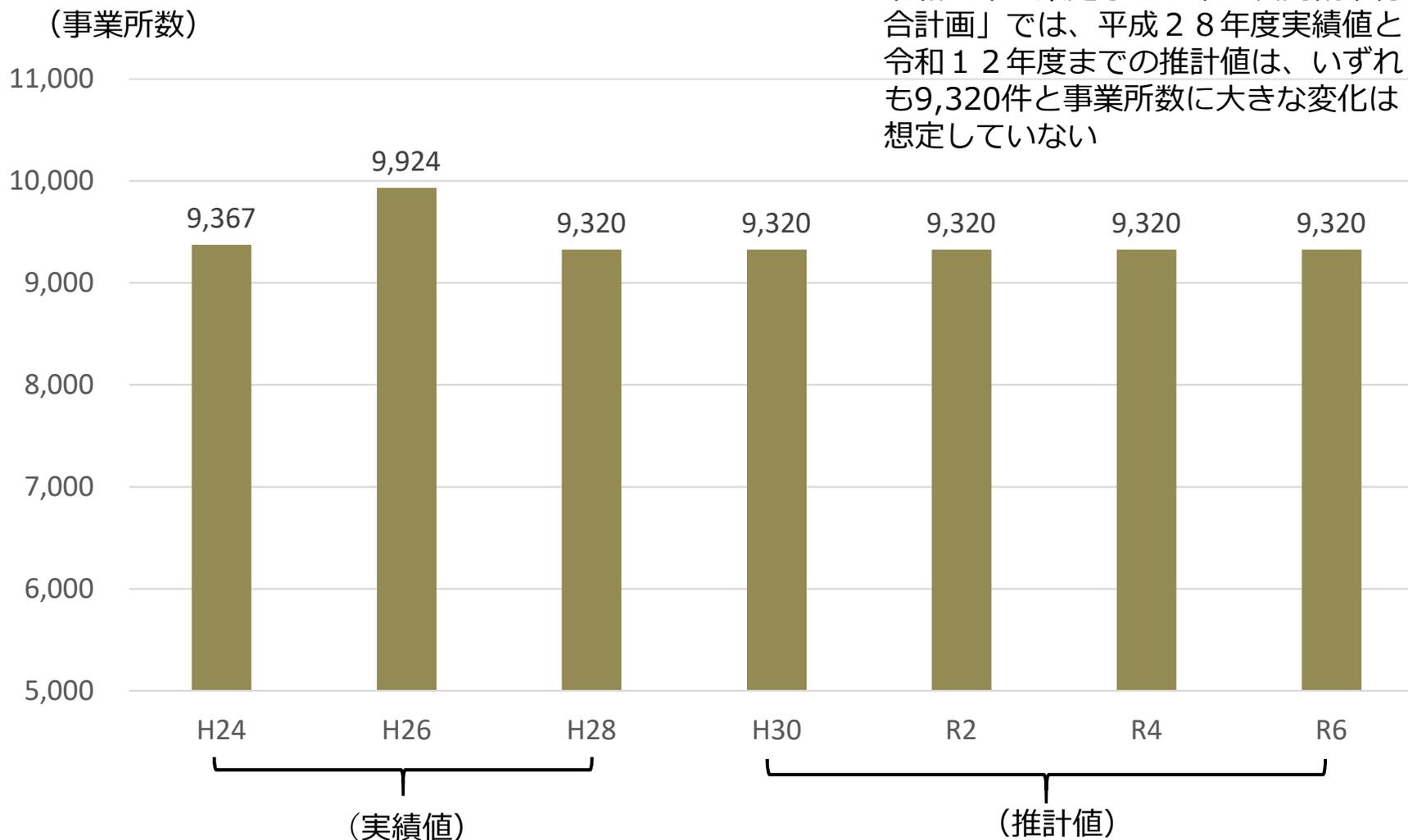
2. ごみの発生状況等に関する基本情報

■人口・世帯数の実績と今後の推移



2. ごみの発生状況等に関する基本情報

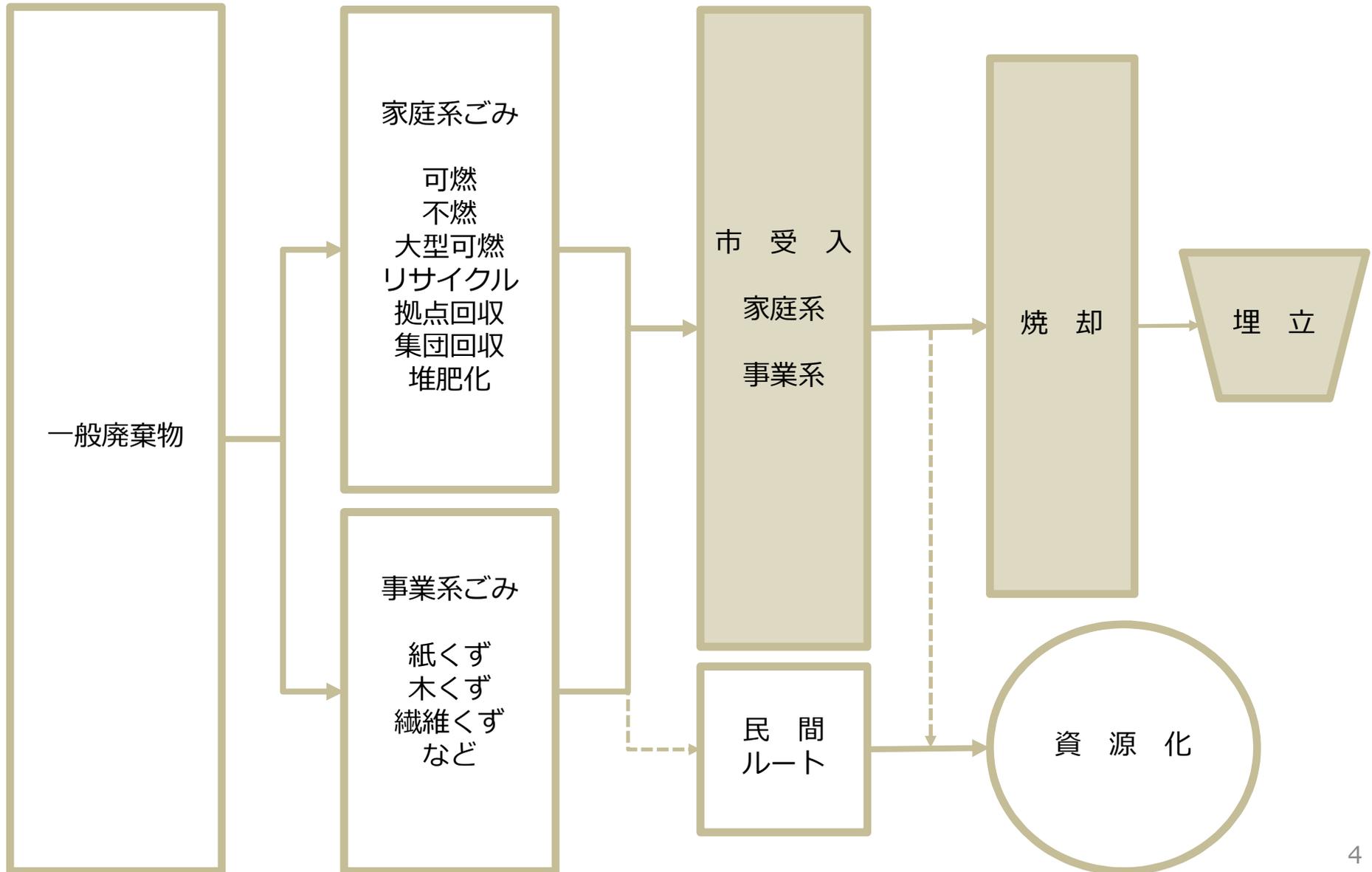
■ 事業所数の実績値と今後の推移



第6次高槻市総合計画より

3. ごみ量の現状と推移

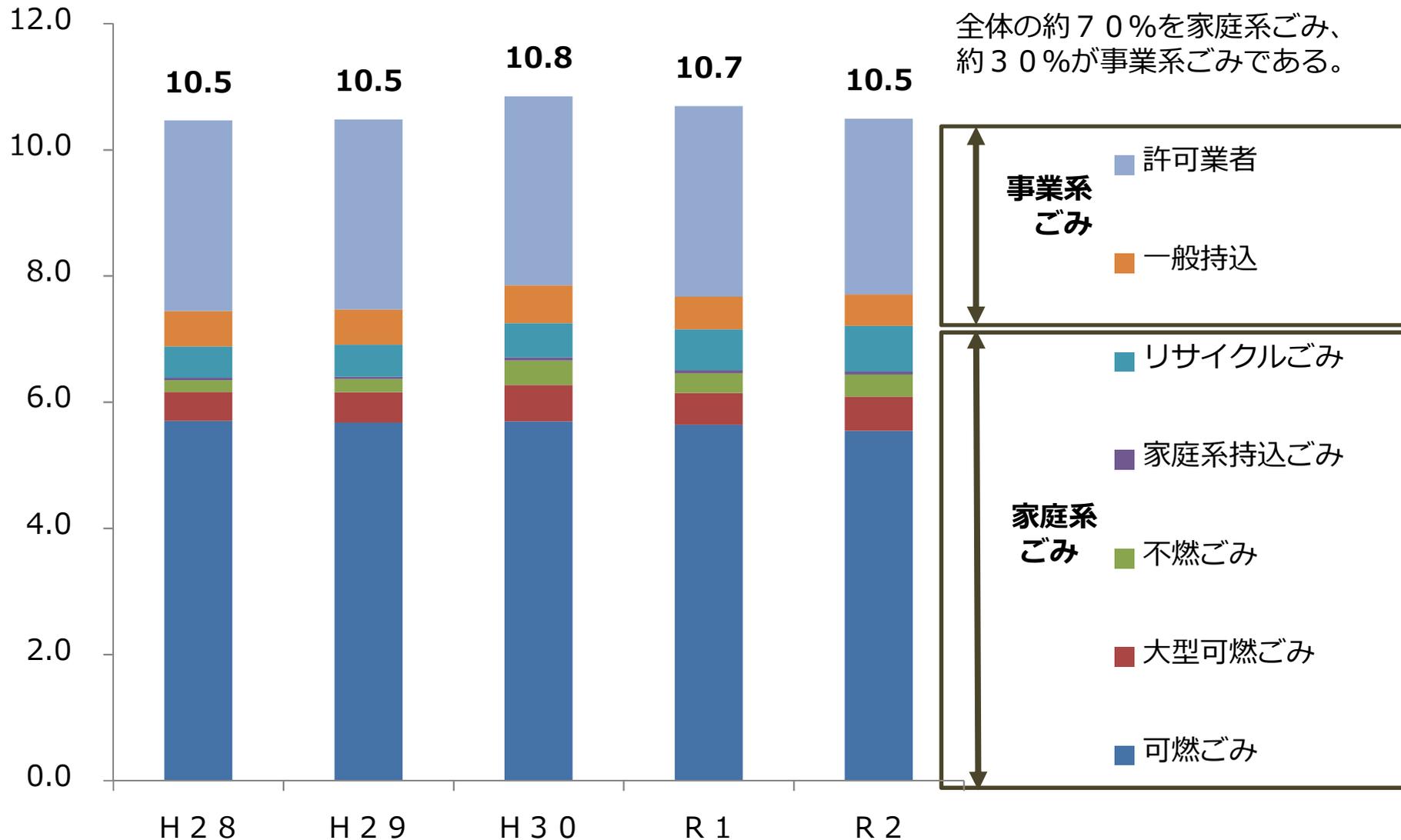
■一般廃棄物の処理の流れ



3. ごみ量の現状と推移

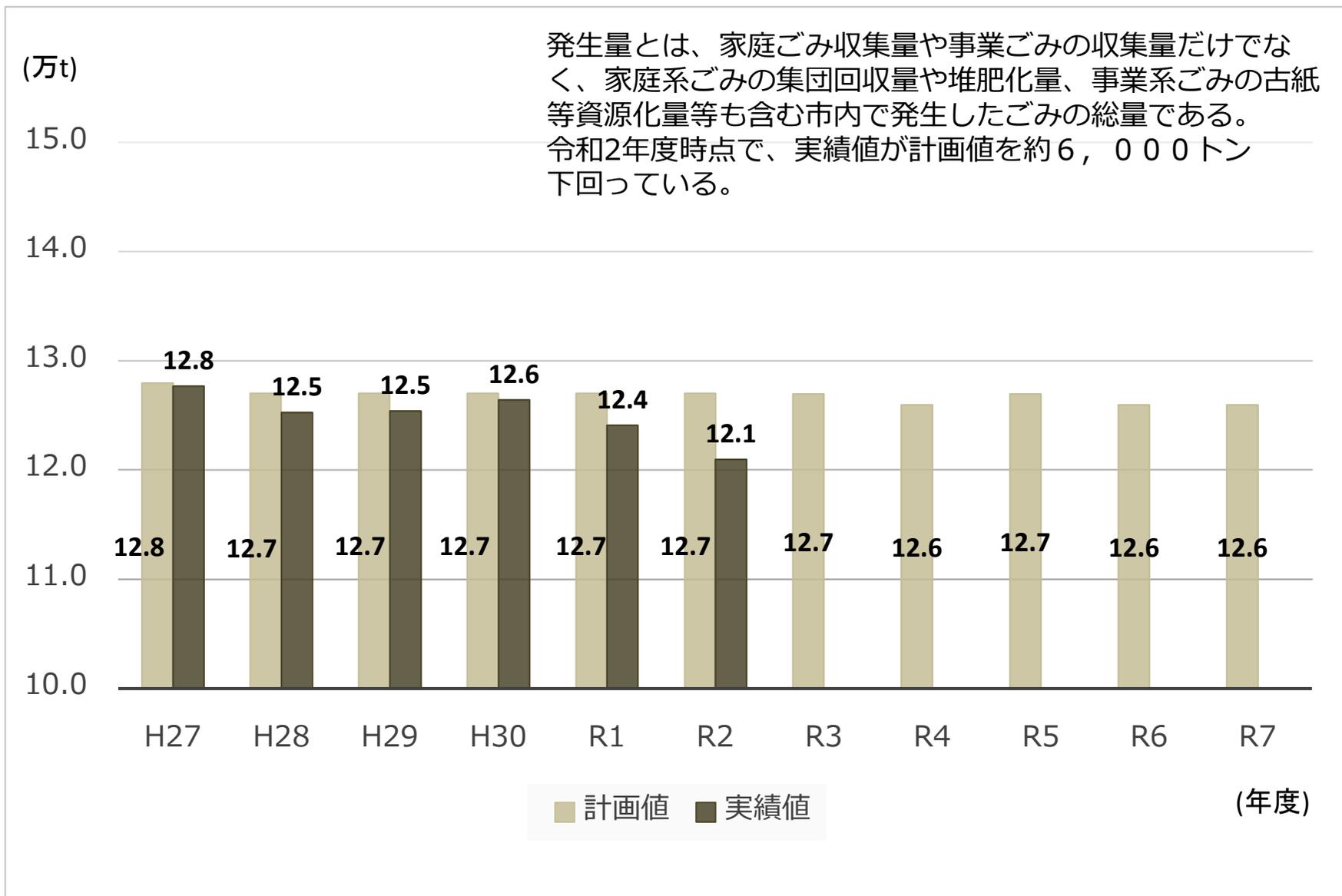
■エネルギーセンターに搬入されたごみ量とその内訳

(万t)



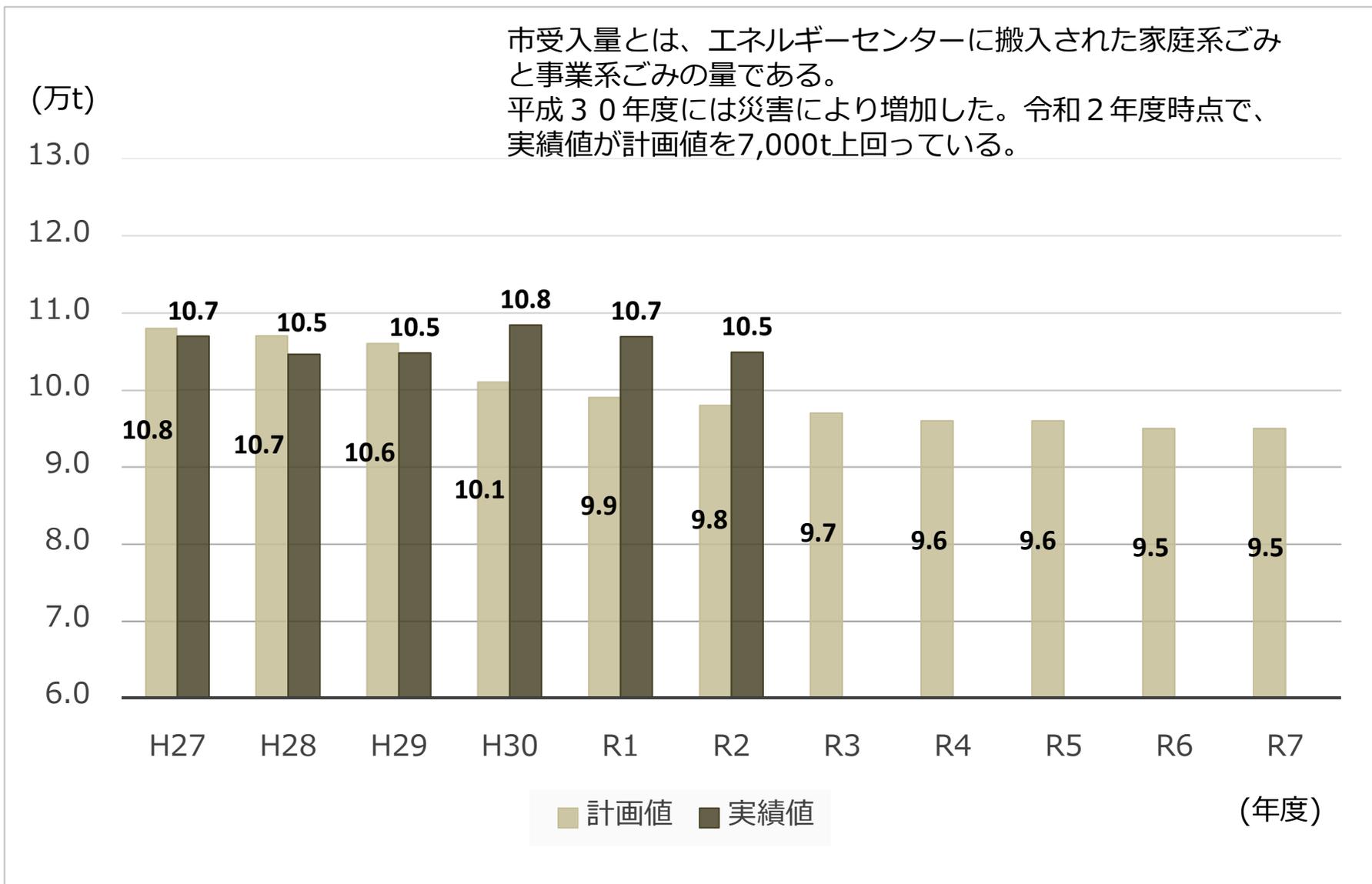
3. ごみ量の現状と推移

■発生量の計画値と実績値



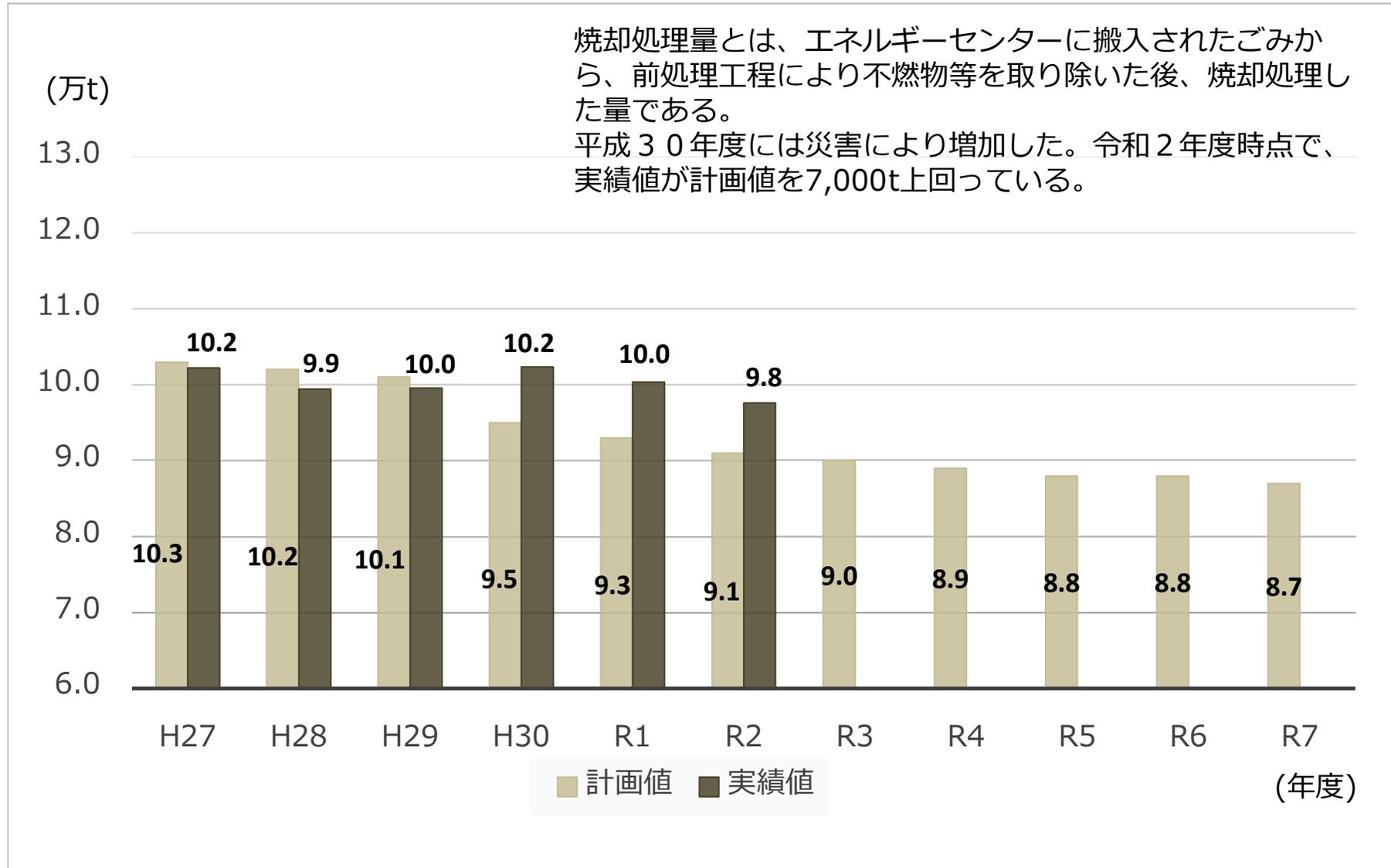
3. ごみ量の現状と推移

■市受入量の計画値と実績値



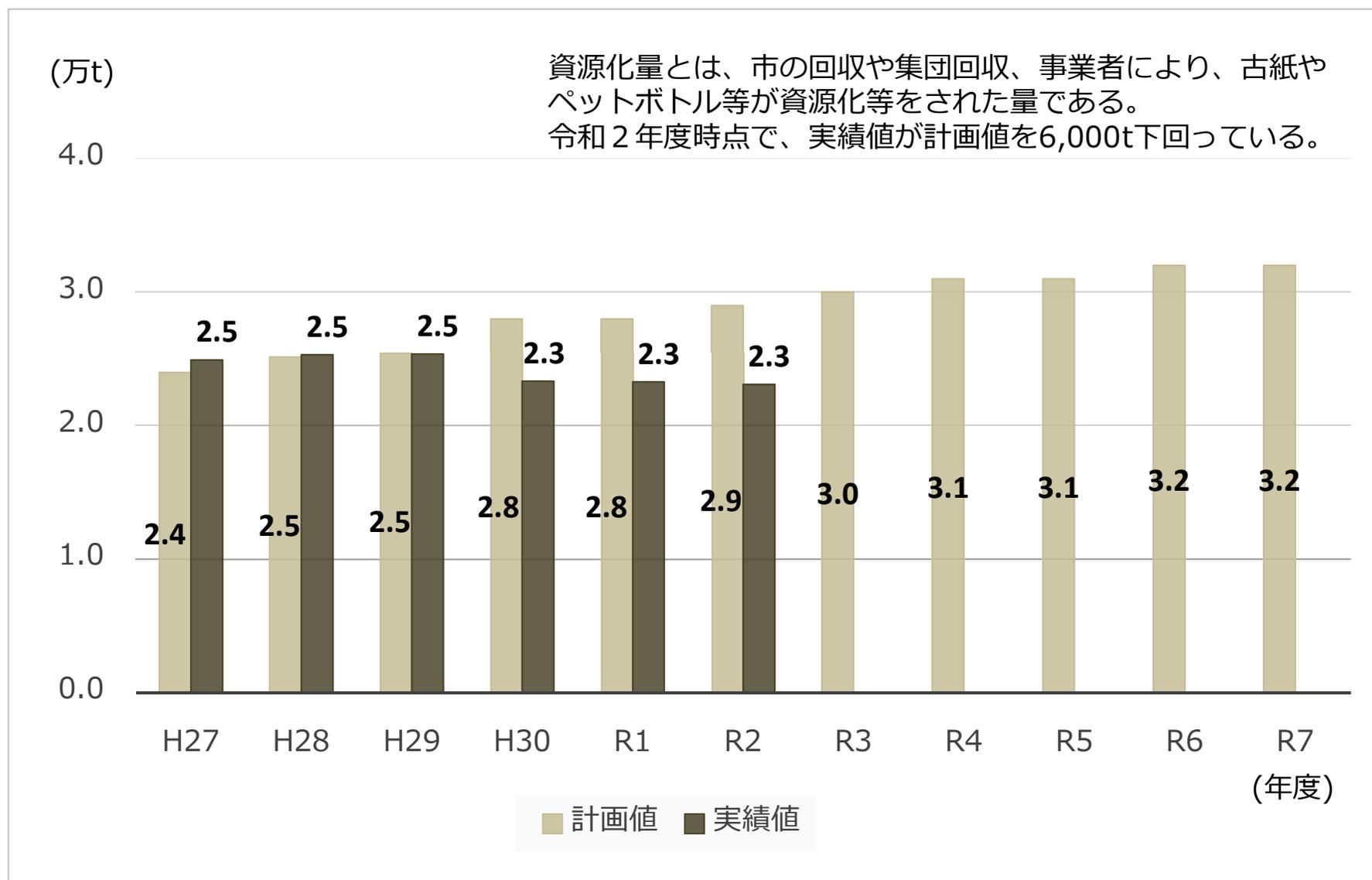
3. ごみ量の現状と推移

■焼却処理量の計画値と実績値



3. ごみ量の現状と推移

■ 資源化量の計画値と実績値



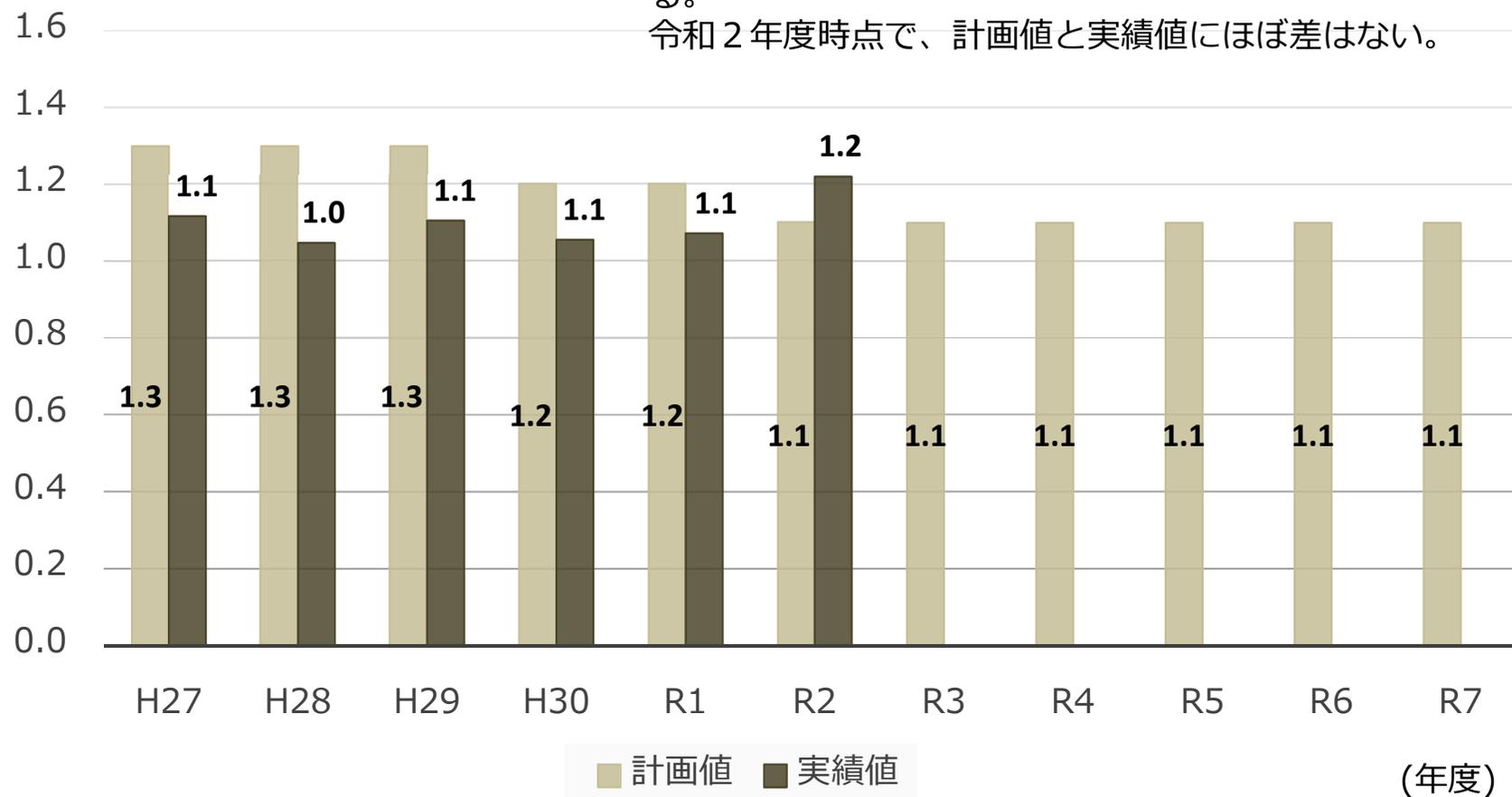
3. ごみ量の現状と推移

■最終処分量の計画値と実績値

(万t)

最終処分量とは、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）や本市最終処分場で埋め立て処理した量である。

令和2年度時点で、計画値と実績値にほぼ差はない。



3. ごみ量の現状と推移

■大阪府下での本市の状況

(g/人/日)

	総ごみ排出量			資源化量	リサイクル率	焼却処理量	最終処分量
		生活系ごみ	事業系ごみ				
高槻市 (H25)	836.4 (12位)	550.3 (11位)	286.1 (12位)	121.9 (14位)	13.2% (16位)	799.7 (12位)	91.6 (5位)
高槻市 (R1)	830.7 (12位)	555.9 (14位)	274.9 (11位)	118.3 (11位)	13.1% (12位)	778.9 (12位)	97.5 (9位)
大阪府 (R1)	896.6	507.8	388.8	110.8	13.1%	834.6	112

※大阪府内人口10万人以上の22市での順位

4. 基本施策とこれまでの実績

■ 2R（発生抑制や再使用）行動の浸透と三者協働による取組体制の確立

施策の方向	内容	実績
環境に配慮した行動の浸透	市民が環境に配慮した生活スタイルを選択し、ごみ減量行動を実践するよう、環境やごみに関する啓発活動等を充実するとともに、環境学習等の推進を図る。また、一人ひとりの環境への配慮を、より大きな行動につなげるために、地域におけるごみ減量化の取り組みの活性化を促進する。	ごみ減量行動の実践を支援するため、廃棄物減量等推進員等を対象とした講演会を実施しただけでなく、自治会・市民グループ等を対象とした職員出前講座、小学生等を対象とした環境教育を実施することで啓発活動を行い、また、市民グループ等との連携を強化した。
環境に配慮した事業活動の浸透	事業活動から排出されたごみの処理やリサイクルは排出者の責任であることの認識を高め、事業所によるごみ減量化の取り組みを浸透するよう、啓発活動の充実を図る。また、拡大生産者責任の原則に基づき、市民が排出する家庭系ごみの減量・適正処理に貢献する事業活動の浸透を目指す。	事業者と北摂7市3町の自治体が、マイバック等の持参促進及びレジ袋削減に関し連携・協働、ごみ及び二酸化炭素の排出抑制を図ることを目的に国のレジ袋有料化に先駆け、平成30年に協定を締結した。また、ごみ減量活動を実施している市内の小売店や飲食店等事業者をエコショップとして認定し、その取組内容を市のホームページで紹介する等の支援を行った。
市民・事業者・行政の三者協働による取組体制の確立	市民・事業者・行政の三者は相互に自立した関係の中で、ごみ減量化に対する立場別の課題や解決策について理解を深め、課題の解決に向けた連携を図る。また、三者の連携を強化する。	環境フェアやクリーンフェスタ等を開催することで、市民・事業者・行政の連携のきっかけの場づくりを行った。

4. 基本施策とこれまでの実績

■ リサイクルシステムの推進①

施策の方向	内容	実績
分別排出ルールの周知徹底	ごみの分別や排出ルールを市民にわかりやすく、生活感覚に対応したものとす。また、収集後の効率的なリサイクルや処理が可能となるように、分別の徹底を市民に周知・啓発を行う。さらに、自治会等を通じて住民同士で排出ルールを教えあえるようなコミュニティの形成を促進した。	職員出前講座等において収集後の処理・リサイクルの方法を説明することで市民等の理解を求め、適正な分別排出へ誘導した。また、スマートフォン用のごみアプリ充実・活用による排出ルールの浸透を図った。
地域におけるごみ排出管理の徹底	地域単位でごみの分別と排出方法の周知徹底を進め、ごみ排出について地域の自治を確立する。	収集担当者から報告される排出違反や取り残しについて、廃棄物情報統合管理システム等を用いて、地域の分別排出実態の状況把握に努めた。
分別収集の促進	エネルギーセンターの効率的な運用や収集運搬・選別保管の費用対効果についても考慮した上で、各種分別収集実施の有無について検討する。また、有害・危険ごみの分別収集についても検討を行う。	資源化を促進するためペットボトルについてスーパーマーケット等での拠点回収だけでなく行政回収を実施した。また、有害な水銀廃棄物について市民に明示してもらうことで安全かつ適切な収集を実施した。さらに小型家電のリサイクルを促進するため、リサイクル事業者と協定の締結を行った。

4. 基本施策とこれまでの実績

■ リサイクルシステムの推進②

施策の方向	内容	実績
ごみとなる前のリサイクル活動の活性化	市民・事業者が主体となったリサイクル活動が活性化するように、啓発活動や支援事業を行う。	古紙や空き缶などの資源物について行政回収以外に、自治会や子ども会等の団体で行う集団回収に対し奨励金を交付し、市民によるリサイクル活動を促進した。
リサイクルシステムの安定化	資源回収業者や再生を行う事業者との連携の強化や、再び商品として再生された製品の使用拡大を図ることにより、リサイクルシステムの安定化を図る。	資源を回収する業者へのリサイクル促進のため、集団回収奨励金制度の運用や、リサイクル事業者と協定を締結し、小型家電のリサイクル促進を図った。
ごみ処理費用負担の適正化の検討	近年ごみは減少傾向を示す一方で、消費税の増税や景気の停滞に伴い有料化の導入は市民生活へ与える影響も大きいとため、当面はごみ減量のための各種施策を実施し、減量目標値への達成状況等を踏まえた上で、周辺の都市の有料化の導入状況等を勘案しながら、慎重に検討する。	周辺都市の有料化等の導入状況やその結果等の情報収集を行った。
市民・事業者・行政の三者協働による取組体制の確立	市民・事業者・行政の三者は相互に自立した関係の中で、ごみ減量化に対する立場別の課題や解決策について理解を深め、課題の解決に向けた連携を図る。また、三者の連携を強化した。	環境フェアやクリーンフェスタ等を開催することで、市民・事業者・行政の連携のきっかけの場づくりを行った。

4. 基本施策とこれまでの実績

■ごみの適正処理の推進①

施策の方向	内容	実績
排出者によるごみの自己管理の浸透	事業活動から排出されるごみの処理責任は、排出事業者にあることを周知徹底し、ごみを排出する事業者が、ごみの発生段階から管理を徹底し、ごみの減量化に努めるように、啓発、指導を行う。	多量排出事業者等へ研修会を実施することや立入り検査の際の周知啓発活動により、ごみの発生段階からの管理意識の浸透を図った。
指導体制の強化による適正排出ルールの周知徹底	排出事業者に事業系ごみの適正排出ルールを浸透するため、許可業者に対しても排出事業者の分別排出に対応できる収集体制の整備を指導する。さらに、行政と許可業者が連携して排出事業者へ適正排出ルールの周知徹底と指導強化を図る。	搬入ごみの展開検査を実施し、産業廃棄物等の持ち込み禁止物の搬入を防ぐだけでなく、不適正処理に対する抑止力を高めた。
事業所減量指導の強化	多量排出事業所に対する減量指導体制を強化するとともに、事業系ごみの減量を推進する。	多量排出事業者への立入指導を実施するだけでなく、減量等計画書や報告書の提出を求め事業系ごみの減量を促進した。
リサイクル可能なごみの搬入規制の強化	可燃ごみとしてエネルギーセンターに搬入される古紙類、剪定枝等のリサイクル可能なごみについては、民間施設による資源化物の受け入れ体制等を踏まえ、その資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る	古紙類等の資源化を促進するため、搬入ごみの展開検査や監視体制を強化することで、搬入実態の把握に努めた。

4. 基本施策とこれまでの実績

■ごみの適正処理の推進②

施策の方向	内容	実績
食品ロス等有機資源の減量・リサイクルの促進	食品ロス削減のため、市民と事業者の相互理解を深め、食べ残しを少なくする取り組みを推進するとともに、リサイクルを推進する。また、剪定枝等の木質系廃棄物は、エネルギーとしての利用や堆肥化をさらに進めます。	生ごみたい肥化容器の普及事業を実施することで家庭から排出されるごみの減量化に努めた。また、職員出前講座等の際に食品ロス等に係る啓発活動を行った。
公共施設における率先行動	民間事業所の取り組みの手本となるよう、公共施設において、率先してごみ減量化・リサイクルを実践する。	エコオフィスプランに基づき、紙の使用削減を推進するだけでなく、庁内から排出される機密文書等の古紙についてもリサイクル業者に持込等を行うことで再資源化を推進した。
ごみ処理費用の適正負担	事業系一般廃棄物処理手数料について、許可業者に対する減免制度の解消に向けて段階的な減免率の削減を行うとともに、近隣市の状況を勘案し、原価計算に基づいた処理手数料のあり方について検討する。	許可業者に対し段階的に減免率の削減を実施し、平成30年度以降は減額措置を廃止した。

4. 基本施策とこれまでの実績

■循環型処理システムの計画的な整備①

施策の方向	内容	実績
循環型社会に対応し、環境負荷の少ない収集・運搬の推進	リサイクルと適正処理に向けた効果的・効率的な収集体制の整備を進める。また、環境に配慮した収集機材導入の拡大等により環境負荷の低減に努める。	ペットボトルの行政回収を実施する際に、空き缶・空きビンと混合することで、分別協力率の向上に効果的で収集経費から見て効率的な収集を実施した。
収集作業の安全性の確保	排出者である市民・事業者に対してごみ排出の適正化を求めるとともに、収集作業の安全性をより高めるため、分別状態の確認と安全点検を周知徹底し、収集作業の労働安全の確保に努める。	収集車両の火災事故等の発生状況をホームページ等で広報することで、発生状況や原因と適正排出のルールについて周知を図った。
適正処理が困難な物等への対応強化	市の処理施設で適正処理が困難な物や有害・危険ごみについては、排出者責任や拡大生産者責任を求め、生産者等が回収等を行うことを原則とした対応を推進する。	ボタン電池やリチウムイオン電池については販売者等に、在宅医療に用いた注射針については医療機関による回収を実施した。
中間処理施設の適正な運転管理の推進	焼却・破碎等を行っているエネルギーセンターでは適正な運転管理に努め、施設を円滑に運営する。	施設整備計画に基づき円滑な整備事業を推進することで、処理施設全体の安定的・効率的・経済的な運営を図った。

4. 基本施策とこれまでの実績

■循環型処理システムの計画的な整備②

施策の方向	内容	実績
循環型基盤施設の計画的な整備	処理施設全体の安定的・効率的・経済的な運用を図るために、第二工場の次期基幹的整備について検討する。	第二工場の基幹的整備や新リサイクル施設について効果的な運用方法の検討を行った。
最終処分場の安定的確保	大阪湾フェニックス計画事業における広域最終処分場の安定的な確保を要望するだけでなく、ごみ減量化の推進等により最終処分量の削減することで本市最終処分場の延命化にも努める。	大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）の効果的な利用を推進することで本市最終処分場の延命化に努めた。
廃棄物処理に関する総合的災害対策の充実	大規模な地震や水害等の震災時における収集作業、中間処理施設での運転維持のための対応マニュアルの充実等、総合的震災対策の充実を図る。	災害廃棄物処理計画の策定や更新を行うことで、総合的災害対策を充実させた。

4. 基本施策とこれまでの実績

■美しいまちづくりの推進

施策の方向	内容	実績
まちを美しくする運動の展開	市民団体・関係団体と市が連携し、まちを美しくする運動を展開する。また、まちの美化に配慮した収集ステーションの整備を促進する。	地域での清掃活動の活性化とまちを美しくする運動の市民への定着を目指して、環境美化推進デー等清掃イベントを実施した。
不法投棄防止対策の推進	不法投棄を防止するため、市民への啓発を進めるとともに、自治会等の地域や警察、道路管理者等との連携による監視体制を強化する。	不法投棄防止パトロールを実施するとともに、不法投棄多発地点については警察や道路管理者等と情報の共有を図った。

5. 法制度の変更等

法 律	概 要
<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</p>	<p>平成7年6月に施行。市の責務として「その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。令和2年7月の改正によりスーパー等小売店で、レジ袋有料配布が義務となった。本市においては、国のレジ袋有料化に先駆け、平成30年に北摂の自治体及び事業者とマイバック等の持参促進及びレジ袋削減に関し、ごみ及び二酸化炭素の排出抑制を図ることを目的に協定を締結した。</p>
<p>食品ロスの削減の推進に関する法律</p>	<p>令和元年10月に施行。市の責務として「食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されている。同法の基本方針は、本計画に定められた食品ロスに係る基本施策に影響を与えるものではないことから、引き続き現行の取組を進める。</p>
<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律</p>	<p>市の責務として「その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。プラスチック使用製品について、設計から廃棄物となった際の処理まで、プラスチックの循環に係るあらゆる主体における資源循環の取組を推進するための措置を盛り込んだ法律。令和4年4月施行予定であるが、自治体が取組むべき具体的な計画や道筋は国から示されておらず、現在不透明である。</p>

6. 減量目標値と実績

【市受入量】

	平成26年度 (当初)	令和2年度 (中間目標)	令和2年度 (実績)
家庭系ごみ	7.1万t	6.0万t	7.2万t
事業系ごみ	3.7万t	3.8万t	3.3万t
合計	10.8万t	9.8万t	10.5万t

【所見】

コロナ禍での片付けなどによる家庭からの大型可燃ごみの増加や、資源物の持ち去り禁止条例の効果などにより不燃ごみが増加したことなどから、市受入量については、計画値に比べ実績値が約7千トン多い状況となった。

【リサイクル率】

	平成26年度 (当初)	令和2年度 (中間目標)	令和2年度 (実績)
家庭系ごみ	19%	27%	19%
事業系ごみ	17%	19%	19%
合計	19%	24%	19%

【所見】

資源物の持ち去り禁止条例の効果やリサイクルごみとしてペットボトルの回収開始などを実施してきた一方で、集団回収による資源物回収量の低下などもあり、リサイクル率については、計画値に比べ実績値が5%低い状況となった。

【焼却処理量】

	平成26年度 (当初)	令和2年度 (中間目標)	令和2年度 (実績)
焼却処理量	10.3万t	9.1万t	9.8万t

【所見】

コロナ禍での片付けなどによる家庭からの大型可燃ごみが増加したことなどから市受入量が増加し、それに伴い、焼却処理量についても、計画値に比べ実績値が約7千トン多い状況となった。

7. まとめ

本市における一般廃棄物については、市受入量や焼却処理量が計画値より高い状況であることから、引き続き「高槻市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、更なる廃棄物減量化を推進する。具体的施策としては「事業系紙ごみの削減」、「剪定枝の再生活用」、「食品ロスの削減」を中心に取組むこととする。

◆ 「事業系紙ごみの削減」

平成26年度の組成調査の結果から、事業者が排出するごみ量は、年間33,300tあり、その約35%は紙ごみであり、22%分は再生利用可能な紙であった。そのため、事業系紙ごみの更なる削減を目指し、排出事業者への立入検査の際に周知や啓発、指導に取組む。

◆ 「剪定枝の再生活用」

平成26年度の組成調査の結果から、事業者から持ち込まれる剪定枝は年間約3,200tであった。そのうち、再生活用が可能なものをチップ化等することで、焼却ごみ量の減量とリサイクル推進となることから、手法の検討や事業者との協議を進める。

◆ 「食品ロスの削減」

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における地方公共団体の責務として「その地域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等の促進するように努めなければならない」と規定されていることから、厨芥類の多量排出事業者へ個別訪問し、削減手法等について助言や啓発を行う。その他には、廃棄物の減量化を目的に実施している「エコショップ認定制度」を更に推進し、スーパーマーケットや飲食店等事業者と協働して食べ残しや売れ残り食品等の食品ロス対策に取り組むことで、家庭系ごみに約39%、事業系ごみに約33%含まれる厨芥類の削減を図る。

◆プラスチックごみについては、令和4年4月1日から施行されるプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における市の責務として「その区域におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されているが、自治体が取組むべき具体的な計画や道筋は国から示されておらず不透明であることから、本市では、現行のペットボトルの回収だけでなく、国における今後の検討内容など、その動向を注視し適切に対応することでプラスチックごみの削減を行っていく。